

逗子市都市計画マスタープラン等策定業務 一般仕様書

第1章 総則

1 業務の目的

本業務は、今後の逗子市における長期的なまちづくりの方針を明らかにするため、都市計画法に基づく都市計画マスタープランを策定するとともに、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定することを目的とする。

2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、個別の具体的事項については、特記仕様書に従い施行しなければならない。

3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

6 秘密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7 公益の確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全及びその他の公益を害することのないように努めなければならない。

8 提出書類

受注者は、業務の着手にあたって、発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

(1) 着手届 (2) 工程表 (3) 業務委託現場代理人等選任届、過去5年間の経歴書及び資格者証の写し (4) 業務計画書

9 配置技術者について

(1) 受注者は、公募型プロポーザル方式事業者選考実施要領の参加資格要件に定める配置技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

10 完了検査及び納品

- (1) 受注者は、委託業務完了後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 完了検査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 完了検査に合格後、成果品一式の納品をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

11 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

12 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって受注者に貸与する。

13 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献の出典元、資料名を明記するものとする。

14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により、疑義の解消を図るものとする。

第2章 計画一般

1 一般的事項

受注者は、調査及び計画に当たり、地域社会の動向、都市計画、その他の上位計画との整合性を考慮して計画を立てるものとする。

2 業務の手順

- (1) 業務の実施に当っては、受注者は発注者と密接な連絡を取り、連絡事項はその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 現場代理人は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、発注者と受注者は打合せを行うものとし、受注者はその結果を議事録に記録し、内容を明確にして発注者に提出しなければならない。

3 調査及び計画

受注者は、発注者が提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討し整理する。

第3章 照査

1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、業務の高い質を確保すること

に努めるとともに、さらに照査を実施し、提出図書に誤りが無いよう努めなければならない。

2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、技術士（都市及び地方計画）同等以上の資格を有する照査技術者を配置しなければならない。

3 照査事項

受注者は業務全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- (1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- (2) 検討方法及びその内容に関する照査
- (3) 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- (4) 上位計画等との相互間における整合性に関する照査

第4章 提出図書

1 提出図書

- (1) 提出すべき成果品とその部数は次の通りとする。

■立地適正化計画

【令和4年度】

- ① 業務中間報告書（A4ファイル形式） 3部

【令和5年度】

- ① 計画書 200部
- ② 計画書概要版 400部
- ③ 業務報告書（A4ファイル形式） 3部
- ④ 計画書本編原稿データ（CD-R） 一式
- ⑤ 概要版原稿データ（CD-R） 一式
- ⑥ 住民閲覧用図面データ（CD-R） 一式

■都市計画マスタープラン

【令和4年度】

- ① 業務中間報告書（A4ファイル形式） 3部

【令和5年度】

- ① 計画書 200部
- ② 計画書概要版 400部
- ③ 業務報告書（A4ファイル形式） 3部
- ④ 計画書本編原稿データ（CD-R） 一式
- ⑤ 概要版原稿データ（CD-R） 一式

- (2) 成果品の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議する。
- (3) 製本はすべて表紙、背表紙ともにタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

第5章 準拠する法令および使用図書等

- 1 本業務は、本仕様書によるほか下記の法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 「都市計画法」
- (2) 「建築基準法」
- (3) 「かながわ都市マスタープラン（神奈川県）」
- (4) 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（神奈川県）」

- (5) 「逗子市総合計画（逗子市）」
- (6) 「逗子市まちづくり条例」（逗子市）
- (7) 「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」（逗子市）
- (8) 「逗子市景観条例」（逗子市）
- (9) その他関係法令及び通達等

以上